

長崎県告示第 198 号

土地収用法(昭和 26 年法律第 219 号。以下「法」という。)第 20 条の規定に基づき、次のとおり事業の認定をした。  
令和元年 8 月 9 日

長崎県知事 中村 法道

1 起業者の名称

松浦市

2 事業の種類

松浦市立調川公民館整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分 長崎県松浦市調川町下免字宮ノ前地内

(2) 使用の部分 なし

4 法第 26 条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所

松浦市役所(教育委員会事務局生涯学習課)

5 事業の認定をした理由

令和元年 7 月 8 日松浦市から申請があった松浦市立調川公民館整備事業(以下「本件事業」という。)に関する事業認定の理由は、以下のとおりである。

(1) 法第 20 条第 1 号要件への適合性

本件事業は、社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)による公民館を移転する事業であり松浦市立調川公民館(以下「調川公民館」という。)は、法第 3 条第 22 号に該当する施設である。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第 20 条第 2 号要件への適合性

起業者である松浦市は、松浦市立公民館条例(平成 18 年 1 月 1 日条例第 183 号)に基づき、調川公民館を設置し、管理していることから、本件事業を実施する権能を有していると認められる。

また、本件事業に必要な経費について予算措置を講じていることなどから、起業者は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第 20 条第 3 号要件への適合性

ア 得られる公共の利益

調川公民館は、昭和 51 年に地域の生活文化の振興と社会福祉の増進を図ることを目的として建設された施設で、毎年様々な講座が企画開催されており、現在、自主講座として 10 団体 93 人による卓球、社交ダンス、華道などが開設されているほか、公民館主催講座として、一般教養講座、婦人学級、高齢者学級、健康教室、地域子ども教室、地域連携事業などが行なわれ、平成 29 年度の利用状況は、全体で講座等の回数延べ 580 回、利用者数延べ 7,411 人に上り、子どもから高齢者まで多くの地域住民の活動と世代間交流の拠点施設となっており、生涯学習や社会教育の事業の充実に重要な役割を果たしている。また、平日は、税等の納付や住民票、印鑑証明書の交付等(平成 29 年度の取扱件数 延べ 3,622 件)市役所の出張所としての重要な機能も果たしている。

しかしながら、調川公民館は、建築から 43 年が経過し施設の老朽化が著しく、雨漏りや内部設備の修繕が相次いでいるうえに、松浦市地域防災計画において、災害発生時の指定避難所になっているにもかかわらず、現行の建築基準法の規定による耐震化がなされておらず、市民の施設利用における安全性が確保されていない。

また、調川公民館のメイン施設で多くの講座・催し等の会場となる「講堂」が 2 階にあり、急な階段のみの導線であるため、体の不自由な高齢者や障がい者が利用出来ない又はしにくい状況であり、文化展等の各種行事の準備作業、道具類の搬入作業等においても常に支障を来しており深刻な状況となっている。

加えて、調川公民館には、駐車場が 10 台分しか確保されておらず、大人数が参集する講座・催し等の際には利用者に所定の駐車場外への駐車が強いられ、公民館敷地内での人や自動車の安全な通行に支障が生じているほか、来場者が多い時には敷地外の路上駐車が発生しており、駐車場の拡充についても緊要の課題となっている。

本件事業は、このような状況に対応するため、調川公民館の新築移転及び来客用駐車場の整備をしようとするものである。

本件事業が完成すると、多くの講座・催し等の会場となる「講堂」をはじめ、全ての施設がバリアフリーになることにより、体の不自由な高齢者や障がい者等による利用・参加ができない又はしにくいという問題が解消される。また、不足している駐車場が拡充されることにより、所定の駐車場外への駐車や路上駐車が解消され、公民館敷地内での人や自動車の安全な通行が確保される。

さらに、施設の利便性が高まることから、より地域の学習ニーズや地域の特性に応じた様々な講座・催し等を実施することができるようになり、地域コミュニティの拠点施設として、子どもから高齢者まで、より多くの利用者が見込まれるとともに、世代間交流が活発化し、松浦市がめざす「生涯学習や文化活動などの学びの場を充実させ、田舎ならではの「ゆっくりした時間・空間」において「趣味を楽しむ」環境づくり」の実現に寄与することが認められる。

したがって、本事業の施行により得られる利益は、相当程度存するものと認められる。

#### イ 失われる公共の利益

本事業の起業地周辺においては、希少性のある動物・植物の分布等は確認されておらず、既存文献などに基づく調査や松浦市役所市民生活課への照会結果においても、起業地及びその周辺には、保護を必要とする希少性のある動植物は確認されていない。加えて、起業者は、工事の実施に当たり、万一、希少性がある動植物が確認された場合は、専門家の意見を基に必要な保全措置を講じることとしている。

また、本事業の起業地には、文化財保護法（昭和25年法律214号）第93条の規定に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地は存在していない。なお、工事の実施に当たり、万一、埋蔵文化財包蔵地があることが確認された場合は、専門家の意見を基に必要な保全措置を講じることとしている。

したがって、本事業の施行により失われる利益は、軽微なものであると認められる。

#### ウ 事業計画の合理性

本事業は、(3)アで述べたように、調川地区における市民の公民館利用に支障を来している深刻な状況に対応するため、調川公民館の新築移転及び来客用駐車場の整備をするもので、平成29年3月策定の「松浦市公共施設等総合管理計画」による市立公民館の計画的な予防保全による長寿命化、老朽化が著しい施設について建替え等の更新の検討を経て、平成30年3月策定の「社会教育施設整備方針」（以下「整備方針」という。）により改築対象施設とされたことに基づくものである。また、施設規模については「整備方針」を踏まえ、地区住民等から意見聴取のうえ、必要な機能性は維持しつつも将来世代への負担とならないよう適正な規模（延床面積現況比75%）に決定されたものであり、必要かつ適切なものと認められる。

さらに、起業地の選定にあたっては、工事の施工性等を踏まえ、松浦市調川町下免地内の調川保育所西側用地に建設する案（以下「申請案」という。）、同市調川町下免地内の松浦鉄道調川駅南側用地に建設する案、同市調川町下免地内のニッチツグラウンド南側用地に建設する案の3案による検討が行われている。申請案と、他の2案を比較すると、申請案は、当該地域の中央に位置している上、当該地域では数少ない平地であり、極めて利便性が高いこと、当該地域の幹線道路に面しており、車での利用がしやすいこと、平地であるため、工事の施工性は容易であることなどから、社会的、経済的、技術的諸条件及び公民館を利用する市民の利便性の面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### (4) 法第20条第4号要件への適合性

##### ア 事業を早期に施行する必要性

(3)アで述べたように、本事業により、調川地区における市民の公民館利用に支障を来している深刻な状況が解消できることから、できるだけ早期に本事業を施行する必要があると認められる。

また、市議会において度々同様の指摘や改築の要望を受けているほか、調川地域振興会からも改築要望を受け本事業の早期完成に強い要望がある。

したがって、本事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

##### イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本事業に係る起業地の範囲は、本事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### (5) 結論

以上のとおり、本事業は法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。